

発議第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月8日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 仲 善 彰

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 越 直 美

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 藤 井 勇 治

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 本 芳 一

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 宮 本 和 宏

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 岩 永 裕 貴

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 谷 畑 英 吾

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により支給する旅費（次項に規定する場合を除く。）の算定において、当該議員が規約第8条第1項の規定により選挙された関係市町の事務所を出発地及び帰着地とすることができるものとする。

第3条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、議員が広域連合の議会の会議及び全員協議会に出席する場合の旅費は、支給しないものとする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。